

恵庭市保育園民営化 ガイドライン

平成31年4月
恵庭市

【恵庭市保育園民営化ガイドライン】

1. ガイドラインの性格

このガイドラインは、恵庭市が公立保育園の民営化を行っていく上での基本となるルール、基準であり、より良い保育サービスの実施を進めるための基本的な指針となるものです。

民営化に当っては、このガイドラインを基本として、保護者の方から広く意見・要望を伺いながら、保育園の認可を実施していきます。

2. ガイドラインの目的

このガイドラインは、市が自らの民営化の基準を定めることにより、市の法人認可に対する保護者の不安を解消して円滑な移行を進めるとともに、よりよい法人の選定を図ることを目的とします。

3. ガイドラインの効力

このガイドラインは、「恵庭市保育計画」で民営化を計画する公立保育園に適用します。

4. 運営主体

運営主体は、児童福祉施設または幼稚園に経営実績がある社会福祉法人または学校法人とします。

5. 事業者の公募

より適切な法人を確保するために、公募の範囲は市内に限定せず、北海道内に主たる事務所がある法人から広く募集します。

6. 事業者の選定基準

1) 選定の基準

公立保育園の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる法人を選定したいと考えています。

そのため、事業者の継続性や安定性などとともに、保育運営上の内容（保育の質）を中心とした審査を行うことで、より優良な事業者を選定します。

選定に当っては、以下の点を重視し、書類審査及び理事長・園長予定者などのヒヤリング、既施設の実地調査を行い運営の透明性や経営体質の確認等をおこないます。

- ① 児童福祉の理念・公共性・公益性を持った法人であること。
- ② 子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもを中心とした良い保育・幼児教育を実施していること。
- ③ 質の高い職員が確保されること。
- ④ 職員の人材育成や保育園・幼稚園・認定こども園の運営に職員参加がされていること。

2) 保育内容等について

保育内容等については、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）を基本とし、子ども本来の発達・育ちを重視し、子ども中心の保育を実施すること。併せて、公立保育所の保育内容を原則として継承しつつ、保護者の理解と協力を得ながら運営するように努めること。

3) 職員について

- ① 職員の配置については、市立保育園の配置基準に準ずるものであること。
0歳児：3対1、1歳児：5対1、2歳児：6対1、3歳児：20対1
4歳児以上：30対1
- ② 施設長は専任とし、児童福祉施設・幼稚園の従事経験年数が通算で10年以上ある者とする。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条に規定する帳簿を整備する能力を有すると認められる者であること。
〈児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条〉
職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。
- ③ 主任保育士は児童福祉施設の保育経験を10年以上有する保育士とし、さらに同等の経験を有する保育士を1人以上配置すること。ただし幼稚園での経験年数を算入することができる。
〈児童福祉法第7条（児童福祉施設）〉
この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
- ④ 当該保育園に勤務する保育士の年齢構成に十分配慮し、少なくとも6年以上の保育経験を有する者が1/3以上含まれていること。
- ⑤ 乳児保育に従事する者については、5年以上の経験があり、乳児保育の経験豊富な保育士を1人以上配置すること。
- ⑥ 産休明け保育を実施し、乳児9人以上を入所させる保育所は、保健師、助産師、看護師または准看護師1人の配置に配慮すること。
- ⑦ 市が指定する引継ぎ期間内に、当該保育園に勤務する予定の職員（施設長、保育士、調理員等）を配置できること。
- ⑧ 職員の人材育成（研修等）に積極的に取り組むこと。
- ⑨ 公立保育園に勤務していた職員（臨時職員等）の雇用に配慮すること。

4) 給食について

市が作成する献立表に基づいて自園で調理を行い、アレルギー対応や病児食に対応できること。また、市が推進する食育活動に積極的に取り組むこと。

なお、調理業務は施設の職員により行われることを原則とするが、給食の質が確保される場合は調理業務を委託し、調理員を置かないことができる。

5) 運営委員会の設置について

保育児童の保護者及び地域住民の代表者、学識経験者等で構成する運営委員会を設置し、保育業務に関する協議をおこなうこと。

なお、運営委員会の開催は年2回以上とすること。

6) 苦情処理について

利用者の意向や苦情を積極的に受け止めサービスの改善に努めること。

(苦情解決責任者、苦情受付責任者、第三者委員の設置整備等)

7. 事業者の選定

- 1) 事業者の選定にあたって、学識経験者、保育現場経験者や保育現場従事者等の専門家を含めた選定委員会を設置します。
- 2) 事業者の決定にあたっては、単に応募法人の中で相対的な優位者を決定するのではなく、恵庭市の保育水準を満たす法人とします。
なお、該当法人が決定できない場合には、選定において「該当者なし」という結論を選択します。
- 3) 選定にあたっては、情報を公開し、保護者の方に十分な説明を行えるような手続きを踏みます。
- 4) 事業者の決定から民営化移行まで、最低1年間の期間を確保します。

8. 引継ぎ方法

- 1) 円滑な引継ぎを行うためには、保護者・事業者・市の信頼関係が大切なことから、事業者決定後、速やかに、保護者・事業者・市の三者による話し合いの場を設置すること。
- 2) 事業者決定後、運営が移行されるまで継続的に既設保育園の保育に見学、参加して保育方法などを継承すること。
- 3) 引継ぎ保育のための合同保育の期間は3カ月を目安とすること。
なお、その期間については対象保育園の保育状況を踏まえ、保護者・事業者・市で協議の上決定すること。
- 4) 事業者による保育の開始までは、公立保育園の担当保育士が保育の責任を持ち保育を行うこと。
- 5) 市は、引継ぎが予定通り実施されているか逐次進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には必要な指導を行い、事業者はその指導に従うこと。
- 6) 一人ひとりの子どもの様子や保護者の不安や意見を真摯に受け止め、子どもや保護者の負担を最小限にするため、4月以降は、保護者・事業者・市で協議の上必要に応じて合同保育期間の延長等について臨機応変に対応すること。

9. 保育園の事業内容について

- 1) 認可保育園の事業については以下の事業を積極的に行うこと。
 - ① 乳児保育
 - ② 障害児保育
 - ③ 延長保育

- ④ 一時保育（指定された場合）
 - ⑤ 休日保育（指定された場合）
 - ⑥ 病後児保育（指定された場合）
 - ⑦ 地域子育て支援事業（地域交流保育、子育て相談事業、園庭開放事業等）
 - ⑧ 世代間交流事業
- 2) その他
原則として、市が認めた実費徴収以外の費用を保護者に求めないこと。

10. 保育園の評価について

第三者評価事業に取組み、評価の結果を公表すること。

11. 移行後の市の責任

- 1) 全体の保育内容やサービスの内容を定期的に確認し、市全体の保育の質の向上を図るために専任の職員を配置します。
- 2) 移行後についても引続き一定期間、保護者・事業者・市との三者において、定期的な協議の場を設置し、保護者と新園において問題が生じた場合には、市が共に解決に向けて努力します。
- 3) 苦情解決の仕組みとして、「第三者委員」の設置を義務付けます。
- 4) 認可保育園等に対し、園長会議、給食会議、要保護児童ネットワーク会議、研修などへの参加を義務づけます。
- 5) 事業者の質の維持・向上のため、研修、人材育成の面や経済的面で市が必要な支援します。

【制定・改定履歴】

- ・平成24年4月 制定
- ・平成31年4月 一部改定